

## 東日本大震災発生から7年を迎えての会長声明

- 1 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故が発生してから、7年が経過した。

被災地においては、高台での宅地造成、浸水地域の盛土工事、災害公営住宅の建設などが進み、徐々に復興に向けた動きが進みつつある。一方で、未だに岩手県内では3,655戸、7,758名が応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。以下同じ。）での避難生活を継続している（2018年1月31日現在）。

当会がかねてから述べているとおり、災害からの復興は、「人間の復興」でなければならないが、人間の復興の前提となる第一歩に過ぎない、住宅の再建にも至っていない被災者が多く存在するのであり、被災者支援の必要性は未だ変わっていない。

- 2 さて、被災者に対する支援を継続するためには、被災者が、安心して、気軽に弁護士に相談することのできる環境を維持していなければならない。

復興事業の中には、いつ完了するのか、まだわからないものもあり、今後も長期にわたっての支援活動が必要となる。

また、災害公営住宅に移転したことにより孤独感を感じてしまう被災者や、生活のための社会的インフラが整備されないために生活に不便を感じている被災者もおり、住宅再建の支援だけが必要な支援だということとはできない。

こうした状況の中、現在、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（震災特例法）により、被災者に対する無料相談が実施されており、また、大槌町、大船渡市における法テラス臨時出張所でも多くの相談を受け付けているが、当会はこれらの制度の存続を求めていく。

- 3 震災からの時間の経過により、被災地では新たな問題が発生している。

災害公営住宅について、6年目以降の入居者に対し家賃の見直しが始まっており、不意に高額の家賃請求を受け、困惑している住民が多数存在する。

岩手県は、2018年1月29日、一定以上の収入のある「収入超過世帯」の家賃増額負担の軽減をしているが、今後も、災害公営住宅入居者が家賃の増額により再び住居を失う不安を抱く状況にあることは変わらない。市町村の災害公営住宅についても同様の軽減措置が必要である。

また、被災後高齢の被災者と同居していた方については、被災者が亡くなると入居要件を欠いてしまう問題や、加算支援金を受け取った世帯の構成員は災害公営住宅への入居要件を欠いてしまう問題が存在する。入居に際して保証人を求められる問題も依然残されている。

災害公営住宅は、通常の公営住宅と異なり、震災により従前の住居を失った方々に対する住宅再建支援の一環であり、被災者の方々も、災害公営住宅が終

の住処となることを期待している。当会は、今後も入居要件の緩和に向けて活動を行っていく。

- 4 災害援護資金貸付について、償還が始まる被災者もあり、経済的負担に耐えられるのか否かを見極め、支援をしていく必要も生じている。また、災害援護資金の貸し付けを受けた被災者が亡くなっても、法律上予定されている償還の免除が受けられていないという問題もある。

これらの問題は、被災者を苦しめ、「人間の復興」の妨げとなってしまうのであり、改善を求めて活動していかなければならない。

- 5 防災集団移転促進事業や土地区画整理事業により、被災自治体が造成した高台の宅地や土盛りして造成した宅地において、強度不足から被災者が住宅を再建するためには補強工事が必要となり過度な負担を強いられる問題も全く解消されていない。

- 6 以上のように、震災から7年が経過してもなお、生活再建への道筋が見いだせない被災者や制度の壁により望んだ生活再建の方向に進めることができな  
ない被災者が多数存在すること、被災直後の混乱した状況下で、先のことまで見越して得られる生活再建の支援策を選択しなければならないということは、被災者にとって極めて酷なことを考えると、被災者に対して、被災直後から、多様な専門家による支援がなされていれば、より希望に添った形の生活再建ができていたのではないかと考えざるを得ない。

また、生活再建の支援は世帯毎に行われるために、一人ひとりが抱える異なった課題に着目されないまま再建が進んでしまっているという問題もある。

こうした問題に対応するために、当会は、これまでの被災者支援活動の経験から、被災者一人ひとりに必要な支援を実施するため、一人ひとりの個別の被災の影響を把握し、それに合わせた支援策をまとめ、各種専門家が連携して支援を実施していく災害ケースマネジメントの手法による被災者支援が不可欠であると考えるに至った。

当会としては、東日本大震災の経験を無にしないため、今後の災害支援のために災害ケースマネジメントの法制化を求め、活動していくと共に、自らも他士業との連携や行政との関係づくり等、その土壌を確かなものにしていかなければならない。

- 7 当会は、東日本大震災から7年が経過する日を迎え、改めて東日本大震災の被災者一人ひとりに寄り添った支援活動を継続していくことを誓い、それと共に、これまでの経験を踏まえ、新たに発生する災害に向けた活動にも努力していく所存である。

2018年(平成30年)3月11日

岩手弁護士会

会長 東海林 利哉

